

高知県オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局：高知県オフセット・クレジット認証センター) 御中

平成 23年3月10日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

| | | | |
|---|---|---|-----------------------|
| 対象プロジェクト名 | | | |
| 高知県森林整備公社造林地温室効果ガス吸収プロジェクト みどりの風が気持ちいぜよ！の 森づくり | | | |
| GHG 検証機関 | | | |
| 当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。 | | | |
| 機関名 | SGS ジャパン株式会社 | | |
| 担当部署名 | 認証サービス事業部 森林認証部 | | |
| 責任者名 | 今泉 俊一 | | |
| 責任者 E-mail | shunichi-imaizumi@sgs.com | | |
| 責任者電話番号 | 045-330-5047 | | |
| 審査員名 ¹ | 今泉 俊一/主任検証員 (チームリーダー) 矢口 哲三/主任検証員 (チームメンバー) 西 利道/主任検証員 (レビューアー) | | |
| 機関要件への合致 | 暫定的な妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認・検証機関としての登録を受けています。 | | |
| 検証報告書発行日 | 2011年3月10日 | | |
| 検証結果 | | | |
| 適用妥当性確認・検証ガイドライン | オフセット・クレジット (J-VER) 制度 妥当性確認・検証ガイドラインVer.1.2 | | |
| 検証期間 | 2011年2月18日～2011年3月10日 | | |
| 現地審査 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 期間 | 2011年2月21日～2011年2月22日 |
| | 審査内容 | 高知県森林整備公社の「高知県森林整備公社造林地温室効果ガス吸収プロジェクト～みどりの風が気持ちいぜよ！の～森づくり」に対し、提出されたモニタリング報告書 ver1.1 (以下モニタリング報告書とする) 及び付属文書 (吸収量計算シート等) に示されたプロジェクトについて、合意された検証の範囲、目的及び基準に基づき、合理的保証を付与する水準にて検証を実施した。その結果、モニタリング報告書及び付属文書に示されたプロジェクトは、高知県オフセット・クレジット (高知県 J-VER) 制度実施要綱、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト・方法論 (R001・JRAM001) に依拠して作 | |

| | | | | | | |
|----------|-------|---|------|------|------|------|
| | | <p>成されており、全ての重要な点に関し、適正であると判断した。 最終版のモニタリング報告書は、修正されたデータに基づき算定されており、可能性のある誤りと未修正の誤りはそれぞれ 0%であることから、重要性の判断基準である 5%未満は、担保されていると判断した。 以上より、本プロジェクトに対し高知県オフセット・クレジット認証運営委員会による認証を行うことを推奨する。</p> | | | | |
| 排出削減・吸収量 | 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
| | t-CO2 | 121 | 223 | 186 | - | - |
| 検証結果の要約 | | <p>高知県森林整備公社の「高知県森林整備公社造林地温室効果ガス吸収プロジェクト～みどりの風が気持ちいぜよ！の～森づくり」に対し、モニタリング報告書中の 2008 年 4 月 1 日から 2011 年 1 月 31 日までの期間の吸収量情報について、合意された検証範囲、目的及び基準に基づき、合理的保証を付与する水準にて検証を実施した。その結果、モニタリング報告書に記載された吸収量情報は、高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度実施要綱、環境省 モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用） Ver1.6（当プロジェクトの妥当性確認時に有効であったガイドラインを使用）、森林吸収源ポジティブリスト・方法論（R001・JRAM001）に基づいて作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると認める。 2008 年度、2009 年度及び 2010 年 4 月 1 日～2011 年 1 月 31 日までの当プロジェクトの吸収量総計は、531 t-CO2 であることを確認した。 本検証意見は、別添のモニタリング報告書に基づくものとして解釈されなければならない。</p> | | | | |